

危険物 Q & A 集

整理番号	15	区分	概要	B	9
質問	危険物取扱者免状は常時携帯しておかなければなりませんか。				
回答	<p>危険物を取り扱う際に必ずしも危険物取扱者免状を携帯している必要はありません。</p> <p>ただし、危険物の移送（移動タンク貯蔵所によって危険物を運ぶことを指す）をする場合には、危険物取扱者による運転あるいは危険物取扱者の同乗が義務付けられており、この場合に限り免状及び必要に応じて修了証（保安講習）の携帯が義務付けられています。</p> <p>なお、危険物の運搬（移動タンク貯蔵所に該当しない車両等によって危険物を運ぶことを指す）の場合には危険物取扱者の同乗義務はなく、同乗する場合にも免状を携帯する必要はありません。</p>				
根拠法令等	消防法 第16条の2第1項、第3項				